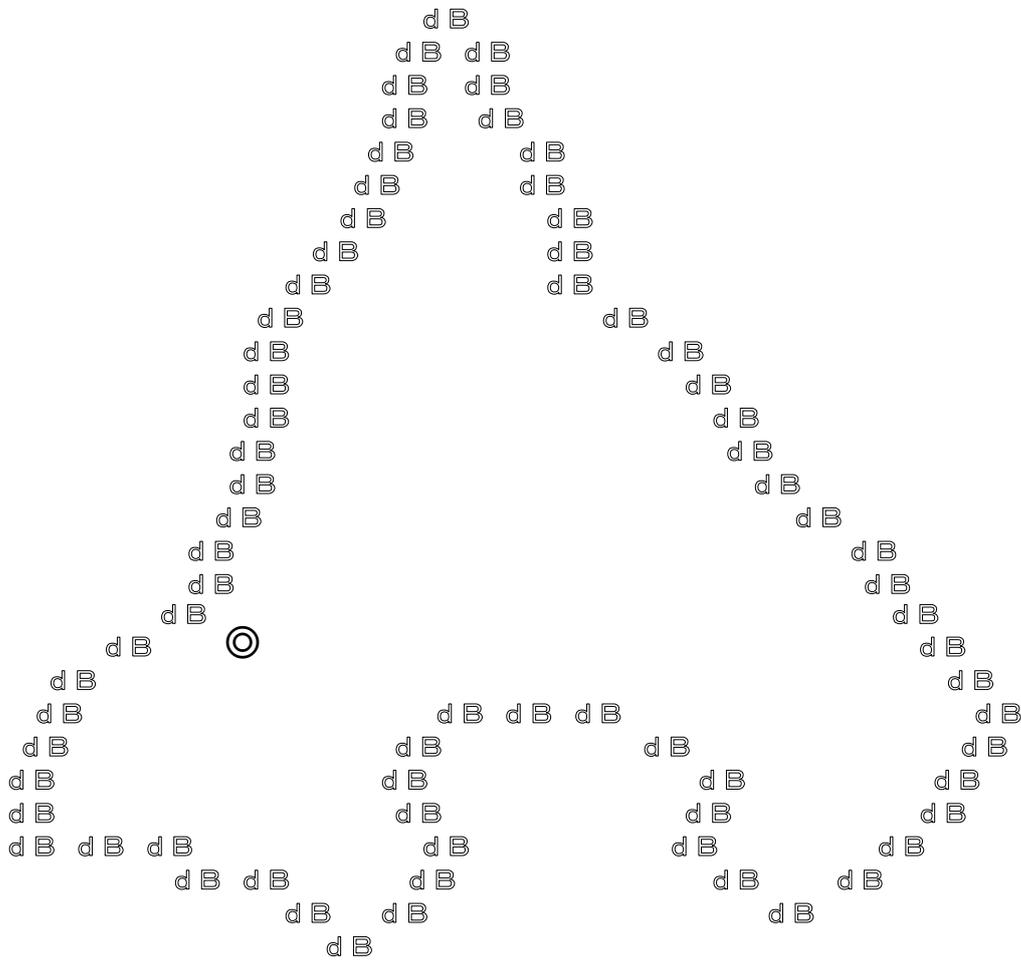


# 工場・事業場のみなさんへ

—騒音・振動の規制基準と届出について—



# 騒音・振動の規制基準について

●騒音・振動には「規制基準」が定められています。

工場及び事業場は、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。

■騒音に係る規制基準

(単位：デシベル)

地域の区分	時間の区分		昼 間 (午前8時～午後6時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
	朝(午前6時～午前8時)	夕(午後6時～午後9時)		
第1・2種低層住居専用地域	45	45	50	40
第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域など	50	50	55	45
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域など	60	60	65	55
工業地域、工業専用地域など	65	65	70	60
工業地域、工業専用地域などで 学校・病院等の周辺など	60	60	65	55

(平成13年4月1日枚方市告示第106号及び府条例施行規則別表第21による)

■振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

地域の区分		時間の区分	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
ア. 第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など			60	55
イ. 近隣商業地域、商業地域、準工業地域など			65	60
ウ. 工業地域及び工業専用 地域など	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メ ートルの区域及び上記アの区域の境界線か ら15メートル以内の区域		65	60
	そ の 他 の 区 域		70	65

(平成13年4月1日枚方市告示第108号及び府条例施行規則別表第21による)

(注) 騒音規制法・振動規制法(法)による規制は、工業専用地域以外の地域に適用されます。

大阪府生活環境の保全等に関する条例(府条例)による規制は、大阪府告示により本市の工業専用地域にも適用されます。

●改善勧告及び改善命令の制度があります。

規制基準が守られていない場合、騒音・振動の防止について、改善勧告、改善命令を受けます。

# 施設の届出について

## ●騒音や振動が発生する施設を設置する場合などには、届出が必要です。

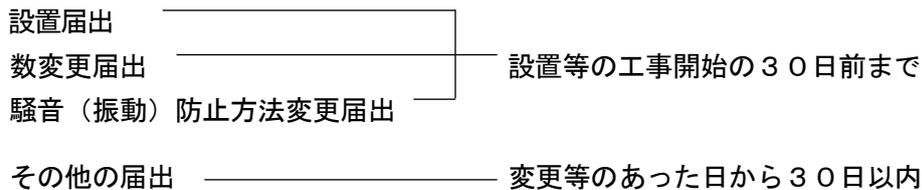
法に基づき届出が必要な施設を特定施設、府条例に基づき届出が必要な施設を届出施設といいます。

特定（届出）施設を設置する場合などには、法又は府条例に基づく届出が必要です。

## ●届出には次のようなものがあります。

- ・ 工場の新設など、初めて施設を設置する場合 ..... 設置届出
- ・ 施設を増設する場合 ..... 数変更届出
- ・ 騒音・振動の防止方法を変更する場合 ..... 騒音（振動）防止方法変更届出
- ・ 届出者の氏名、住所などを変更した場合 ..... 氏名等変更届出
- ・ すべての施設の使用を廃止した場合 ..... 使用全廃届出
- ・ すべての施設を譲り受け又は借り受けた場合 ..... 承継届出
- ・ 法又は府条例の改正により追加された施設が  
既に設置されている場合 ..... 使用届出

## ●届出の種類によって、届出の時期が異なります。



## ●防音・防振対策が必要になる場合があります。

施設の設置場所などによっては、防音（防振）対策を講じることが必要になる場合があります。

## ■工場・事業場の所在地、設置する施設によって適用法令が異なります。

- \* 工業専用地域については、騒音・振動規制法は適用されません。  
ただし、府条例に定める届出施設を設置する場合は、府条例に基づく届出が必要になります。
- \* 騒音規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場については、騒音に係る府条例の届出は必要ありません。
- \* 振動規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場についても、振動に係る府条例の届出は必要ありません。

（注）規制基準は、設置する施設に関係なく、敷地境界線上の基準が適用されます。

工場・事業場の所在地と設置する施設による届出の要否

所在地	特定施設の設置等	届出施設の設置等	
		特定施設有	特定施設無
工業専用地域以外	○	×	○
工業専用地域	×	○	

○：届出要  
×：届出不要

## a届出が必要な施設は、次の表のとおりです。

＜騒音・振動特定施設（届出施設）一覧表（法施行令第1条・府条例施行規則第51条）＞

施設名	騒音		振動		備考
	法	府条例	法	府条例	
金属加工機械					
圧延機械	*22.5kw	*22.5kw			*原動機の定格出力の合計
製管機械	○	○			
ベンディングマシン	*3.75kw	*○		○	*ロール式に限る
液圧プレス	*○	*○	*○	*○	*矯正プレスを除く
矯正プレス		○		○	
機械プレス	*294kN	○	○	○	*呼び加圧能力
せん断機	3.75kw	○	1kw	○	
鍛造機	○	○	○	○	
ワイヤーフォーミングマシン	○	○	37.5kw	*15kw	*原動機の定格出力の合計
ブラスト	*○	○			*タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く
タンブラー	○	○			
自動旋盤		*○			*棒材作業用のものに限る
数値制御フライス盤		○			
マシニングセンタ		○			
平削盤		○		○	
といし切断機	○	○			
グラインダー		*○			*工具用及び精密加工用を除く *亜鉛版用以外は2台以上
自動やすり目立機		5kw			
圧縮機及び送風機					
空気圧縮機	7.5kw	3.7kw	7.5kw	7.5kw	
空気圧縮機以外の圧縮機		3.7kw	7.5kw	7.5kw	
送風機	7.5kw	3.7kw			
粉砕機					
土石用等の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機	7.5kw	○	7.5kw	3.7kw	
穀物用製粉機	*7.5kw	○		3.7kw	*ロール式に限る
穀物用製粉機を除く 食品加工用粉砕機		○		*3.7kw	*破砕機、摩砕機を含む
その他の用に供する粉砕機		*○		*3.7kw	*破砕機、摩砕機を含む
繊維機械					
織機	*○	*○	*○	*○	*原動機を用いるもの
紡績機械		○			
編組機		*○			*2台以上
撚糸機		○			
建設用資材製造機械					
コンクリートプラント	*0.45m <sup>3</sup>	*○		○	*混練容量、気ほうコンクリートプラントを除く
コンクリートブロックマシン			*2.95kw	*2.95kw	*原動機の定格出力の合計
コンクリート管・柱製造機械			*10kw	*10kw	*原動機の定格出力の合計
アスファルトプラント	*200kg	○			*混練重量

施設名	騒音		振動		備考
	法	府条例	法	府条例	
木材加工用機械					
ドラムバーカー	○	○	○	○	
チップパー	2. 25kw	2. 25kw	2. 2kw	2. 2kw	
碎木機	○	○			
帯のこ盤	* 15kw **2. 25kw	○			*製材用 **木工用
丸のこ盤	* 15kw **2. 25kw	○			*製材用 **木工用
かんな盤	2. 25kw	○			
抄紙機	○	○			
印刷機械	* ○	* ○	2. 2kw	2. 2kw	*原動機を用いるもの
ロール機					
ゴム練用又は合成樹脂練用 ロール機		○	* 30kw	* 30kw	*カレンダーロール機を除く
その他のロール機		* ○			*金属及び食品加工用を除く
合成樹脂成形加工機械					
合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	
その他の合成樹脂成形加工機械		○		* 15kw	*原動機の定格出力の合計
鋳造型機	* ○	* ○	* ○	* ○	*ジョルト式に限る
エヤーハンマ		○			
走行クレーン		* 5 t		* 5 t	*つり上げ能力
工業用動力マシン		* ○			*3台以上
紙工機械		* 3. 7kw		* 15kw	*原動機の定格出力の合計
遠心分離機		* 1. 2m		* 1. 2m	*直径
集じん装置		○			
かくはん機		3. 7kw			
電気炉		* ○			*鉄鋼及び非鉄金属製造用の ものに限る
ロータリーキルン		○			
冷凍機及び空調機		* 7. 5kw			*クーリングタワーを有せず室外機 に圧縮機又は送風機を有するもの
クーリングタワー		2. 2kw			
スチームクリーナー		* 7. 5kw			*原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機		○			
オイルバーナー		* ○			*ロータリー式、ガンタイプ 式を除く

〔表の見方〕

- ・ 「法」の欄に○又は数値のあるものが特定施設、「府条例」の欄に○又は数値のあるものが届出施設です。
- ・ 表中の数値、例えば「7. 5kw」は、原動機の定格出力が7. 5kw以上のものが届出が必要であることを表します。
- ・ 表中の「\*」は、条件付きであることを表わし、その条件は備考欄に示しています。

●届出に対しては、計画変更勧告及び改善命令の制度があります。

設置届出、数変更届出及び騒音（振動）防止方法変更届出については、届出の内容が規制基準に適合しないときは、計画変更勧告を受けます。

さらに、計画変更勧告に従わず施設を設置した場合には、改善命令を受けます。

●改善命令などに従わない場合は、罰則が科せられます。

適切な届出をしない場合や、改善命令等に従わない場合、懲役又は罰金が科せられます。

従業員などが業務に関して違法行為を行った場合、行為者のほかに経営者に対しても罰金が課せられます。

**問い合わせ・届出先**

枚方市 環境指導課

〒573-1162 枚方市田口5丁目1-1

穂谷川清掃工場 管理棟

Tel: 050-7102-6014 ・ fax: 072-841-1206

e-mail: kankyoushidou@city.hirakata.osaka.jp